

とりまとめ参考資料

令和元年11月15日

優良品種の持続的な利用を可能とする
植物新品種の保護に関する検討会

種苗法における論点

○海外への流出防止

現行種苗法では、種苗の増殖が制限されない場合があったり、一旦販売されれば育成者権者の意思に反する海外への持ち出しを制限できない場合があり、海外への流出につながっている。

・育成者権者の意図に反した利用を制限できるようにすべき

育成者権者が海外持ち出しを制限する意図を有している場合には、育成者権者の意図に反した優良品種の海外持ち出し等には育成者権が及ぶようにできないか。（知的財産権の消尽やUPOV条約との整合性に留意が必要。）

・登録品種は原則として通常利用権に基づく利用とすべき

現行種苗法では、登録品種であっても収穫物の一部を次期作の種苗として利用することが農業者には認められているため、種苗生産及びその後の利用の実態把握が困難となり、育成者権者の目が届かない。登録品種の利用は、育成者権者が管理できるよう転換すべき。

・農業者が安定的に登録品種を利用できるようにすべき

育成者権の移転等で差止請求権等が行使されると、農業者の営農活動に重大な影響が懸念されることから、農業者が安定的に登録品種を利用し続けられるよう措置すべき。

○育成者権を利用しやすいものとするための見直し

・育成者権の権利範囲の明確化（「特性表」の活用）を図るべき

海外流出や無断増殖等の権利侵害に速やかに対応できるよう、登録品種の権利の範囲を明確化し、実務上の利便を向上するための方策を検討すべき。

・登録審査の高度化が必要

品種登録審査に当たり、育成者権者の開発意図に即した審査を実施するとともに、審査の早期化や海外での保護のため審査の国際的な調和等が図られるようにすべき。

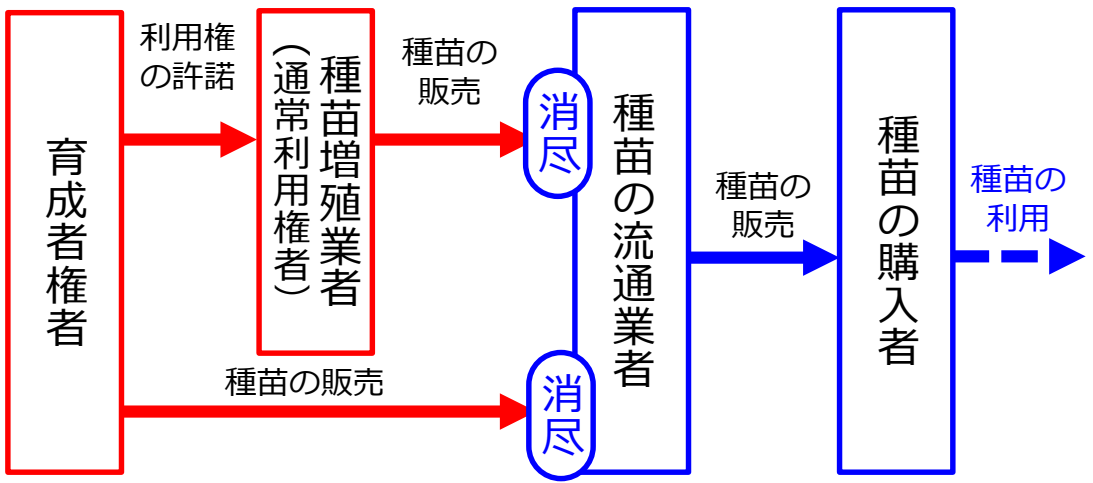
○他の知的財産制度との整合を図るべき

- ・職務育成品種の扱い
- ・インカメラ制度 等

育成者権者の意図に反した利用が制限できるようにすべき

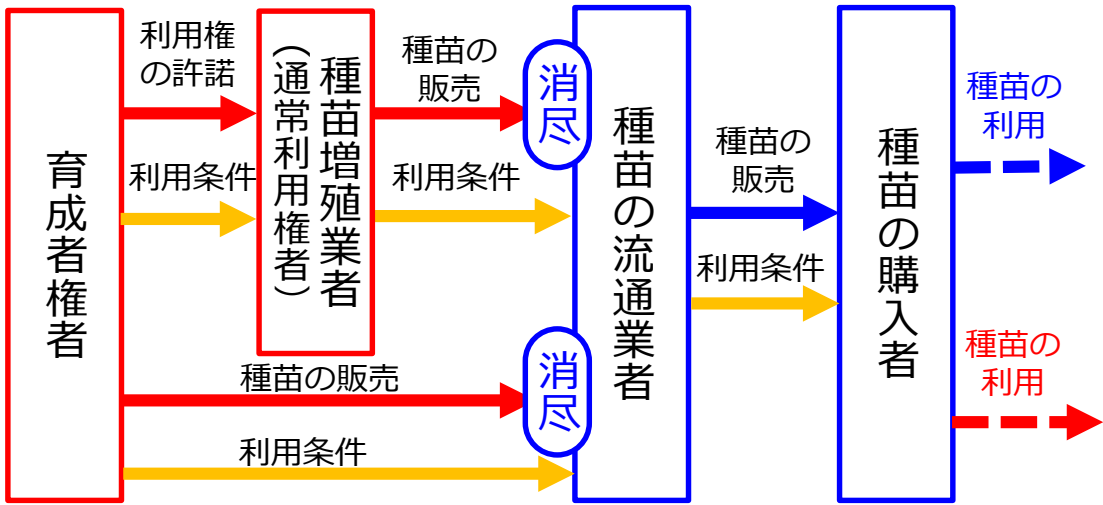
- 育成者権者が海外持ち出しを制限する意図を有している場合は、育成者権者の意図に反した優良品種の海外持ち出し等に育成者権を及ぼすべき。（知的財産権の消尽やUPOV条約との整合性に留意が必要。）
- 同様に、育成者権者が国内での栽培地域を制限する意図を有している場合は育成者権を及ぼすべき。

【現状】
↓
【適正化のイメージ】



(育成者権者の意図に関わらず)
種苗の利用には育成者権は及ばない。
(UPOV加盟国への持ち出し等も自由)

(例外) 育成者権者の許諾が必要
・ 種苗を増殖する行為
・ U P O V 非加盟国等に種苗を輸出する行為



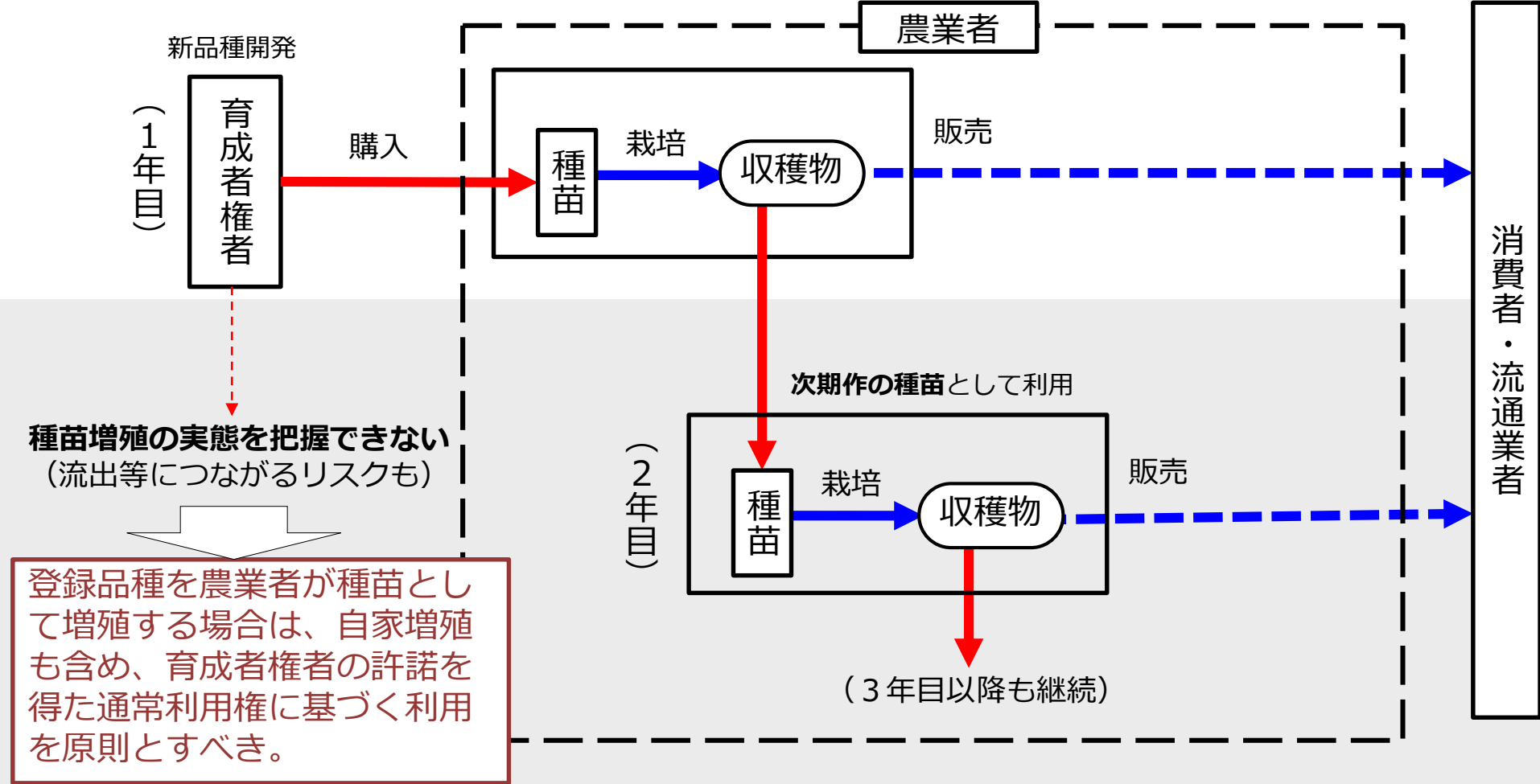
利用条件に沿った利用には
育成者権は及ばない。

育成者権者の意図に反した利用は育成者権が及ぶこととすべき。
(国内生産に限り許諾している種苗の、増殖目的での海外持ち出し等)

登録品種は原則として通常利用権に基づく利用とすべき

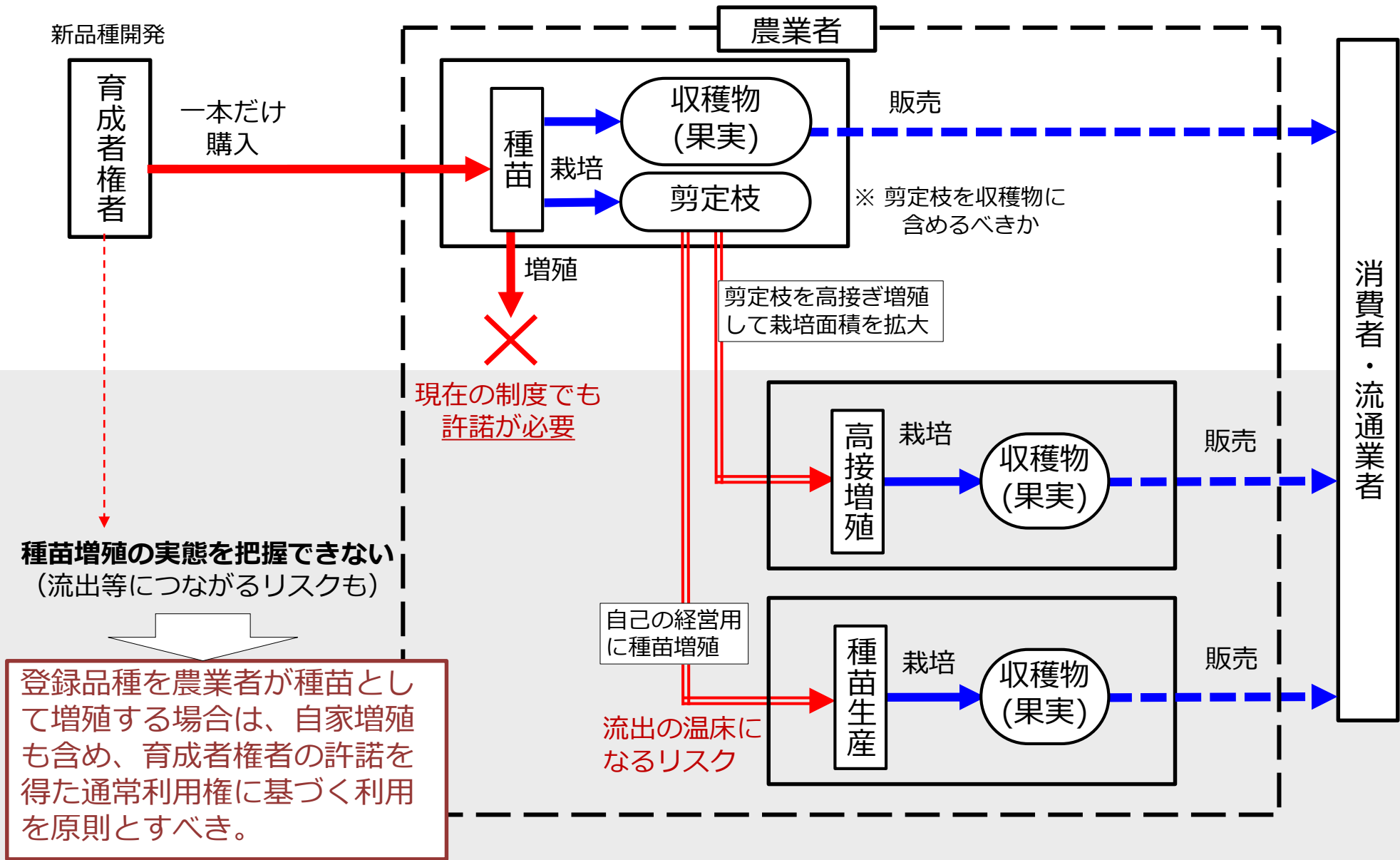
- 現行種苗法では、登録品種であっても収穫物の一部を次期作の種苗として利用することが農業者には認められているため、種苗生産及びその後の利用の実態把握が困難となり、育成者権者の目が届かない。
- このため、海外への種苗の流出に繋がるリスクがあるとともに、育成者が正当な対価を得ることが困難となり、結果として、F1化が難しい品目は品種開発が進まない。また、品質が管理されない種苗利用の拡大で、登録品種を活用した産地化やブランド化が阻害される等の弊害の発生も懸念される。
- 登録品種の利用は、育成者権者が管理できるよう転換すべき。

【登録品種の流通のイメージ】



登録品種は原則として通常利用権に基づく利用とすべき

【登録品種の流通のイメージ（果樹の流通）】



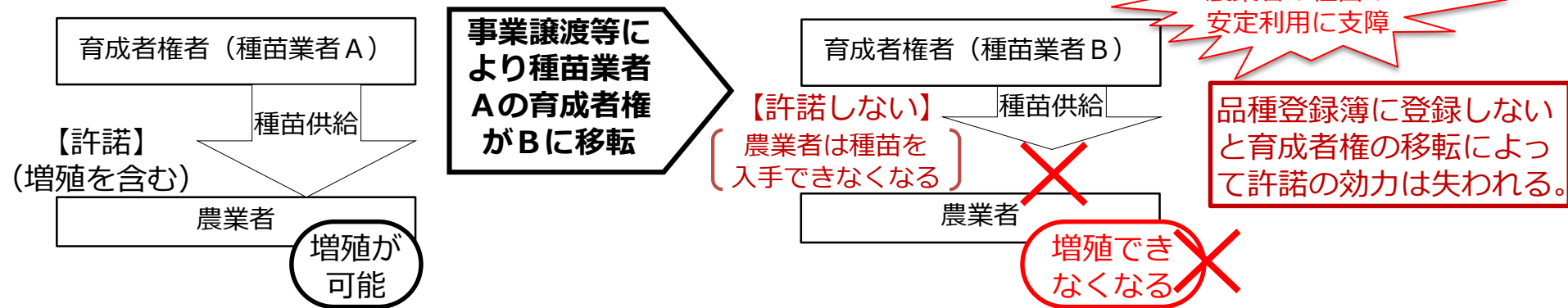
農業者が安定的に登録品種を利用できるようにすべき

- 現行種苗法では、通常利用権は、品種登録簿に登録することで、育成者権が移転しても効力を有することになるが、現状ではほぼ活用されていない。
- 育成者権の移転等で差止請求権等が行使されると、農業者の営農活動に重大な影響が懸念されることから、農業者が安定的に登録品種を利用し続けられるよう措置すべき。

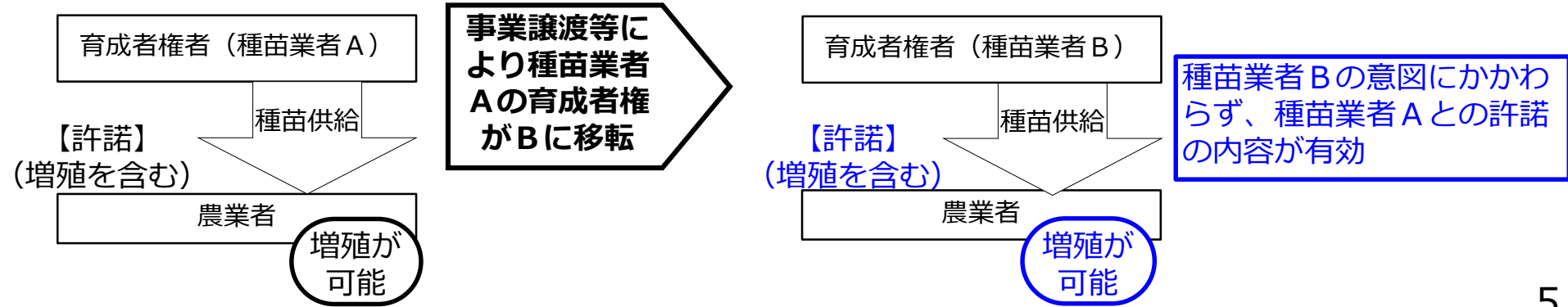
【通常利用権の移転のイメージ】

【現状】
↓
【適正化のイメージ】

「育成者権者 A」は、種苗増殖や農業者の増殖を許諾していたが、経営統合や育成者権の譲渡によって育成者権を譲り受けた「育成者権者 B」が農業者の増殖を認めない場合



権利者の変更が行われた場合であっても、それまで許諾を受けていた場合は引き続き安定的な利用が可能

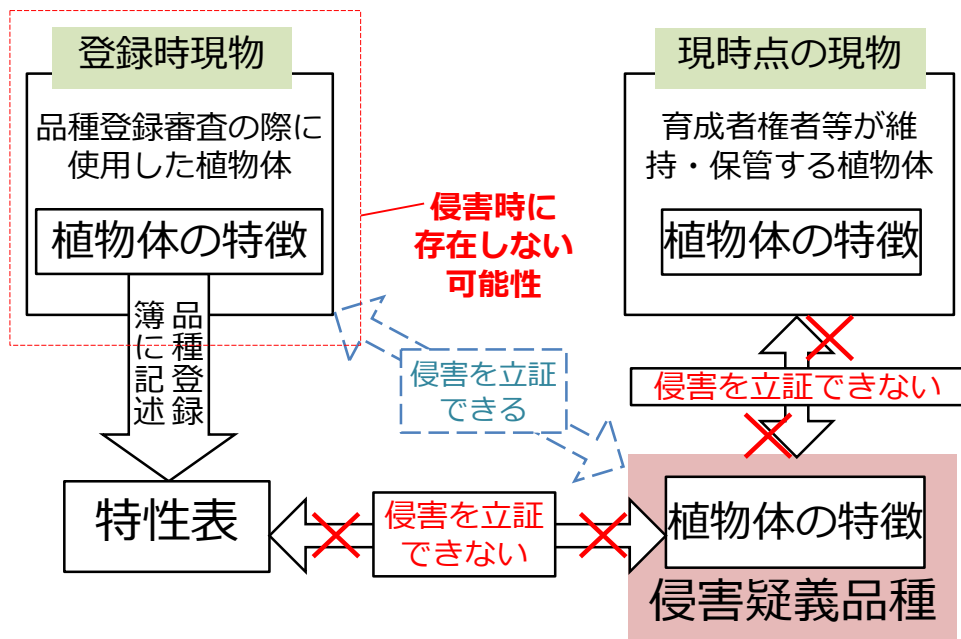


育成者権の権利範囲の明確化（「特性表」の活用）を図るべき

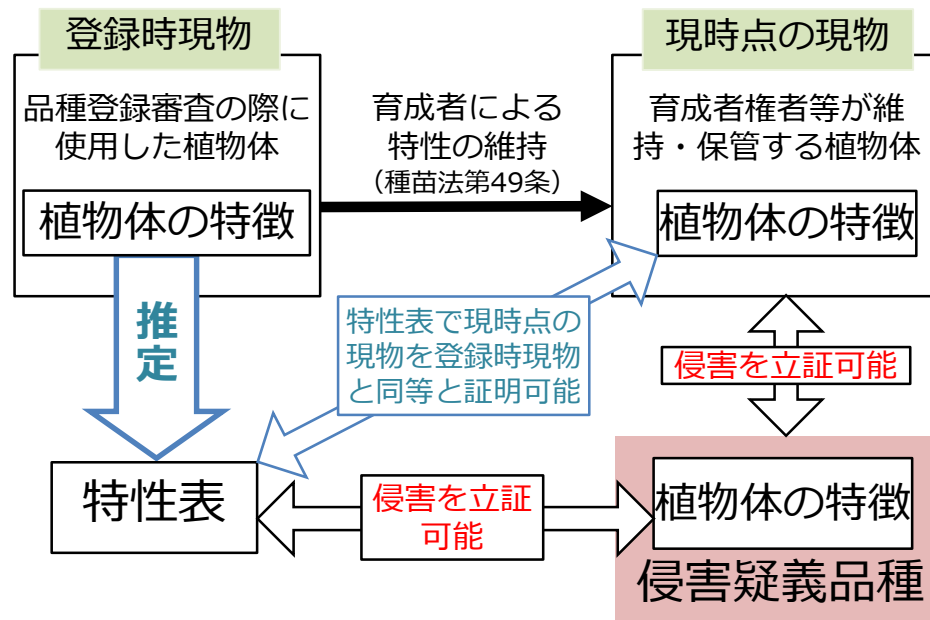
- 育成者権の権利範囲の判定には、品種登録時の植物体自体との比較を要する（現物主義）と解する判決が存在（平成27年6月24日知財高裁）するが、育成者権の存続期間に渡り、植物体を変質させずに保管することは難しいことから、育成者権者が侵害を立証することが実質的に困難となってしまう。
- 品種利用者にとっても、自らが利用している品種が育成者権を侵害しているか明確でなければ、利用が萎縮される懸念がある。
- このため、品種登録時の登録品種の現物の特性を正確かつ忠実に表現し、登録品種と他の品種とを識別する重要な指標となる「特性表」を活用し、海外流出や無断増殖等の権利侵害に速やかに対応できるよう、登録品種の権利の範囲を明確化し、実務上の利便を向上するための方策を検討すべき。

【「現物」と「特性表」】

品種登録時の植物体自体との比較を要する
(現物主義) と解する判決が出ている



登録時現物以外との比較により同一性を判定できる仕組みとすべき

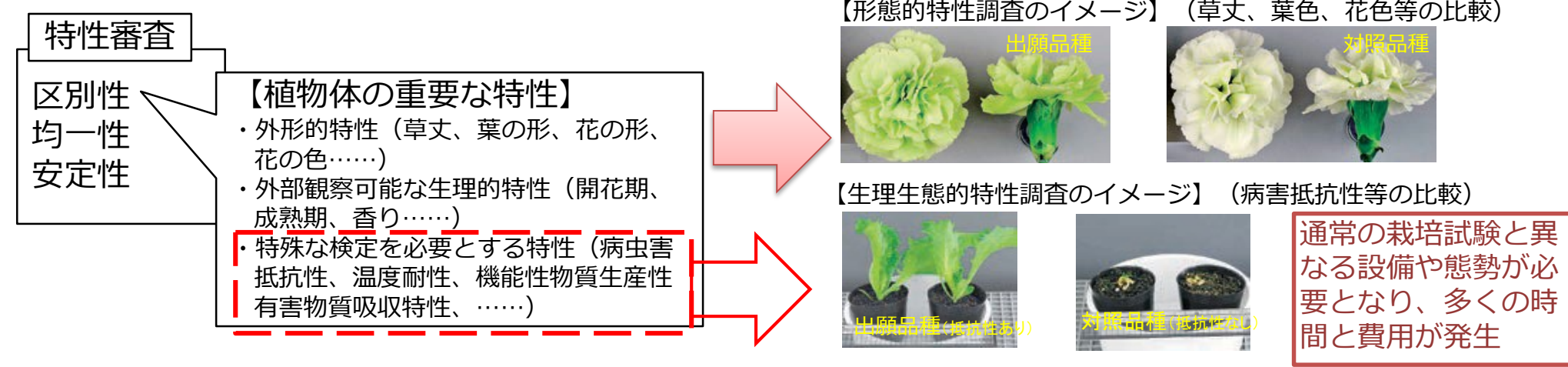


※DNAマーカーは既知の特定の品種間を識別することには有効であるが、DNA配列と植物体の特性の関係が現時点でほぼ不明である。

登録審査の高度化が必要

- 近年の品種開発では、病虫害抵抗性等の新たな特性の付与が重要な目標となってきたが、その特性が「重要な形質」と定められなければ新品種として登録されない。一方、新たに開発された特性を全て「重要な形質」とした場合、審査に多くの時間や費用がかかり、制度の利便性が損なわれる。
- 日本の審査結果の活用により海外の品種登録審査が簡略化され早期登録が可能となるが、海外の審査に必要な項目が我が国で未設定の場合は、全ての栽培試験を実施することになるため海外での権利化に時間を要する。
- 品種登録審査に当たり、育成者権者の開発意図に即した審査を実施するとともに、審査の早期化や海外での保護のため審査の国際的な調和等が図られるようにすべき。

【現在の品種登録審査（栽培試験）】



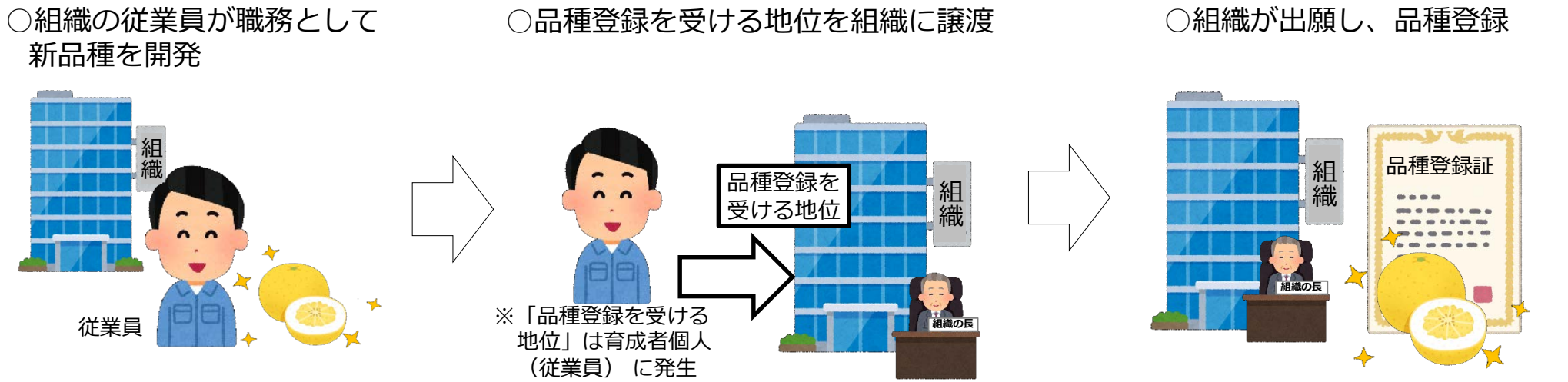
【日本の審査結果の活用による海外の品種登録審査の簡略化】



他の知的財産制度との整合を図るべき

- 使用者等が職務育成品種について品種登録出願することを勤務規則等で定めていたときは、従業者等が職務育成品種を育成した場合、まず、従業者等が品種登録を受ける地位を有し、使用者等はその地位に従業者等から承継すると解されている。
- しかし、従業者等が品種登録を受ける地位を第三者に二重譲渡した場合、先に出願した者が、適法に品種登録を受けることができるため（先願主義、第9条第1項）、使用者等の地位が不安定となる。
また、職務育成に対する対価に係る規定が現代的なものになっていない。
- 育成者権等侵害訴訟における裁判所の書類提出命令の発出に当たって、申立てに係る書類が侵害行為の立証又は損害の計算のために必要かどうかを判断するに際してもインカメラ手続（非公開の手続で裁判所が書類の内容を実際に確認する手続）を行うことを可能とするとともに、裁判所が、要件該当性について専門委員の意見を聴くことを可能とする特許法第105条に倣った規定の検討が必要である。
- 種苗法上の手続（出願、植物体の提出等）をする在外者が、日本国内の代理人を置く規定が必要である。
- E P A等において、加盟国間で育成者権の共通の取扱いを定める場合に対応できる規定が必要である。

【現在の職務育成品種の考え方】



特許法にならい、勤務規則等において、使用者等が品種登録出願することを定めていたときは、使用者等が、当初から、職務育成品種に係る品種登録を受ける地位にあるものとすべき。